

香川県条例第55号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給料表) 第5条 略</p> <p>(住居手当) 第22条の2 略</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(教育委員会が管理する宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第22条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(教育委員会が管理する宿舍その他人事委員会に協議して教育委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>(給料表) 第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 高等学校等教育職給料表 (別表第1)</p> <p>(2) 中学校及び小学校教育職給料表 (別表第2)</p> <p>2・3 略</p> <p>(住居手当) 第22条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。<u>第3号</u>において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(教育委員会が管理する宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅(人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。第4号において同じ。)</u>に居住している職員で世帯主であるもの</p> <p>(3) 第22条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員(以下「<u>単身赴任職員</u>」という。)で、配偶者が居住するための住宅(教育委員会が管理する宿舍その他人事委員会に協議して教育委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるもの</p> <p>(4) <u>単身赴任職員</u>で、その所有に係る住宅に配偶者が居住しているもの</p>

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 略

(期末手当)

第24条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の75」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 略

又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号又は第4号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号又は第4号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 3,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(4) 前項第4号に掲げる職員 1,700円

3 略

(期末手当)

第24条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の140を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の75」と、「100分の160」とあるのは「100分の85」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の70（特定管理職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35（特定管理職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定管理職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 略

この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第5条関係)

## 高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	略	略	略	330,600	423,800
	2				332,900	425,700
	3				335,200	427,600
	4				337,500	429,500
	5			265,100	339,800	431,400
	6			267,800	342,100	433,300
	7			270,400	344,400	435,200
	8			273,000	346,700	437,100
	9			275,600	348,900	438,900
	10			278,300	351,100	440,700
	11			281,000	353,300	442,600
	12			283,700	355,500	444,500
	13			286,400	357,700	446,300
	14			289,100	359,700	448,200
	15			291,800	361,800	450,100
	16			294,500	363,900	452,000
	17			297,200	365,900	453,800
	18			299,900	367,900	455,700
	19			302,600	369,900	457,600
	20			305,300	371,900	459,500
	21			308,000	374,000	461,300
	22			310,700	376,000	463,200
	23			313,400	378,000	465,100
	24			316,100	380,000	467,000
	25			318,800	381,900	468,800
	26			321,200	383,900	470,500
	27			323,600	385,900	472,200
	28			326,000	387,900	473,900
	29			328,400	389,800	475,700
	30			330,500	391,800	477,400
	31			332,700	393,800	479,000
	32			334,900	395,800	480,700
	33		265,700	337,100	397,700	482,400
	34		268,300	339,300	399,400	483,400
	35		270,800	341,500	401,200	484,400
	36		273,300	343,700	403,000	485,400
	37		275,800	345,900	404,600	486,500
	38		278,400	348,100	406,200	487,500
	39		281,000	350,300	407,800	488,500
	40		283,600	352,500	409,400	489,500
	41		286,100	354,700	411,100	490,600
	42		288,700	356,800	412,700	491,600
	43		291,200	358,900	414,300	492,600
	44		293,700	361,000	415,900	493,600
	45		296,000	363,100	417,600	494,700
	46		298,700	365,200	419,200	
	47		301,400	367,200	420,800	
	48		304,100	369,300	422,400	
	49		306,600	371,400	424,100	
	50		309,100	373,400	425,700	
	51		311,600	375,400	427,300	
	52		314,100	377,400	428,900	

別表第1 (第5条関係)

## 高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	略	略	略	331,500	424,900
	2				333,800	426,800
	3				336,100	428,700
	4				338,400	430,600
	5			265,300	340,700	432,500
	6			268,000	343,000	434,400
	7			270,700	345,300	436,300
	8			273,400	347,600	438,200
	9			276,100	349,800	440,000
	10			278,800	352,000	441,900
	11			281,500	354,200	443,800
	12			284,200	356,400	445,700
	13			286,900	358,600	447,500
	14			289,600	360,700	449,400
	15			292,300	362,800	451,300
	16			295,000	364,900	453,200
	17			297,700	366,900	455,000
	18			300,400	368,900	456,900
	19			303,100	370,900	458,800
	20			305,800	372,900	460,700
	21			308,500	375,000	462,500
	22			311,200	377,000	464,400
	23			313,900	379,000	466,300
	24			316,600	381,000	468,200
	25			319,300	382,900	470,000
	26			321,700	384,900	471,700
	27			324,100	386,900	473,400
	28			326,500	388,900	475,100
	29			328,900	390,800	476,900
	30			331,100	392,800	478,600
	31			333,300	394,800	480,300
	32			335,500	396,800	482,000
	33		265,900	337,700	398,700	483,700
	34		268,500	339,900	400,500	484,700
	35		271,100	342,100	402,300	485,700
	36		273,700	344,300	404,100	486,700
	37		276,300	346,500	405,700	487,800
	38		278,900	348,700	407,300	488,800
	39		281,500	350,900	408,900	489,800
	40		284,100	353,100	410,500	490,800
	41		286,600	355,300	412,200	491,900
	42		289,200	357,400	413,800	492,900
	43		291,700	359,500	415,400	493,900
	44		294,200	361,600	417,000	494,900
	45		296,500	363,700	418,700	496,000
	46		299,200	365,800	420,300	
	47		301,900	367,900	421,900	
	48		304,600	370,000	423,500	
	49		307,100	372,100	425,200	
	50		309,600	374,100	426,800	
	51		312,100	376,100	428,400	
	52		314,600	378,100	430,000	

再任用職  
員以外の  
職 員

53	244.100	316.500	379.400	430.600
54	245.800	318.700	381.200	432.200
55	247.400	320.900	383.000	433.800
56	249.100	323.100	384.800	435.400
57	250.600	325.400	386.600	437.100
58	252.200	327.600	388.300	438.700
59	253.800	329.800	390.000	440.200
60	255.400	331.900	391.700	441.800
61	257.000	334.100	393.400	443.500
62	258.600	336.300	394.900	445.100
63	260.200	338.500	396.400	446.700
64	261.700	340.700	397.900	448.300
65	263.200	342.900	399.400	450.000
66	264.900	345.100	400.900	451.600
67	266.500	347.300	402.400	453.200
68	268.200	349.500	403.900	454.800
69	269.700	351.500	405.400	456.400
70	271.200	353.600	406.800	458.000
71	272.700	355.700	408.200	459.600
72	274.200	357.800	409.600	461.200
73	275.500	359.800	411.000	462.700
74	276.900	361.800	412.400	463.700
75	278.300	363.800	413.800	464.700
76	279.700	365.700	415.200	465.700
77	281.100	367.700	416.600	466.500
78	282.300	369.400	418.000	
79	283.500	371.100	419.300	
80	284.700	372.800	420.700	
81	286.000	374.500	422.100	
82	287.200	376.000	423.400	
83	288.400	377.500	424.700	
84	289.600	379.000	426.000	
85	290.900	380.500	427.300	
86	292.100	382.000	428.500	
87	293.300	383.500	429.700	
88	294.500	385.000	430.900	
89	295.700	386.500	432.100	
90	296.900	387.900	433.200	
91	298.100	389.300	434.300	
92	299.300	390.700	435.400	
93	300.300	392.200	436.500	
94	301.500	393.500	437.600	
95	302.700	394.800	438.700	
96	303.900	396.100	439.800	
97	304.900	397.500	440.900	
98	306.000	398.600	441.700	
99	307.100	399.700	442.500	
100	308.200	400.800	443.300	
101	309.100	401.900	444.100	
102	310.200	403.000	444.700	
103	311.300	404.100	445.300	
104	312.400	405.200	445.900	
105	313.300	406.100	446.500	
106	314.200	407.100	447.100	
107	315.100	408.100	447.700	
108	316.000	409.100	448.300	
109	317.000	410.000	448.900	
110	317.600	410.900		

再任用職  
員以外の  
職 員

53	244.300	317.000	380.100	431.700
54	246.000	319.200	381.900	433.300
55	247.700	321.400	383.700	434.900
56	249.400	323.600	385.500	436.500
57	251.000	325.900	387.300	438.200
58	252.600	328.100	389.000	439.800
59	254.200	330.300	390.700	441.400
60	255.800	332.500	392.400	443.000
61	257.400	334.700	394.100	444.700
62	259.000	336.900	395.600	446.300
63	260.600	339.100	397.100	447.900
64	262.100	341.300	398.600	449.500
65	263.600	343.500	400.100	451.200
66	265.300	345.700	401.600	452.800
67	267.000	347.900	403.100	454.400
68	268.700	350.100	404.600	456.000
69	270.200	352.100	406.100	457.600
70	271.700	354.200	407.500	459.200
71	273.200	356.300	408.900	460.800
72	274.700	358.400	410.300	462.400
73	276.000	360.400	411.700	463.900
74	277.400	362.400	413.100	464.900
75	278.800	364.400	414.500	465.900
76	280.200	366.400	415.900	466.900
77	281.600	368.400	417.300	467.700
78	282.800	370.100	418.700	
79	284.000	371.800	420.100	
80	285.200	373.500	421.500	
81	286.500	375.200	422.900	
82	287.700	376.700	424.200	
83	288.900	378.200	425.500	
84	290.100	379.700	426.800	
85	291.400	381.200	428.100	
86	292.600	382.700	429.300	
87	293.800	384.200	430.500	
88	295.000	385.700	431.700	
89	296.200	387.200	432.900	
90	297.400	388.600	434.000	
91	298.600	390.000	435.100	
92	299.800	391.400	436.200	
93	300.800	392.900	437.300	
94	302.000	394.200	438.400	
95	303.200	395.500	439.500	
96	304.400	396.800	440.600	
97	305.400	398.200	441.700	
98	306.500	399.300	442.500	
99	307.600	400.400	443.300	
100	308.700	401.500	444.100	
101	309.600	402.600	444.900	
102	310.700	403.700	445.500	
103	311.800	404.800	446.100	
104	312.900	405.900	446.700	
105	313.800	406.800	447.300	
106	314.700	407.800	447.900	
107	315.600	408.800	448.500	
108	316.500	409.800	449.100	
109	317.500	410.700	449.700	
110	318.100	411.600		

111	318.200	411.800			
112	318.800	412.700			
113	319.500	413.400			
114	320.000	414.200			
115	320.500	415.000			
116	321.000	415.800			
117	321.600	416.600			
118	322.100	417.400			
119	322.600	418.100			
120	323.100	418.900			
121	323.700	419.700			
122	324.200	420.200			
123	324.700	420.700			
124	325.200	421.200			
125	325.800	421.600			
126	326.200	422.100			
127	326.600	422.600			
128	327.000	423.100			
129	327.300	423.500			
130	327.700	424.000			
131	328.100	424.500			
132	328.500	425.000			
133	328.700	425.400			
134	329.000	425.900			
135	329.300	426.400			
136	329.600	426.900			
137	330.000	427.300			
138	330.200				
139	330.500				
140	330.800				
141	331.100				
142	331.400				
143	331.700				
144	332.000				
145	332.300				
146	332.600				
147	332.900				
148	333.200				
149	333.400				
150	333.700				
151	334.000				
152	334.300				
153	334.500				
再任用 職 員	234.900	278.900	308.300	337.300	423.800

備考 略

111	318.700	412.500			
112	319.300	413.400			
113	320.000	414.100			
114	320.500	414.900			
115	321.000	415.700			
116	321.500	416.500			
117	322.100	417.300			
118	322.600	418.100			
119	323.100	418.900			
120	323.600	419.700			
121	324.200	420.500			
122	324.700	421.000			
123	325.200	421.500			
124	325.700	422.000			
125	326.300	422.400			
126	326.700	422.900			
127	327.100	423.400			
128	327.500	423.900			
129	327.800	424.300			
130	328.200	424.800			
131	328.600	425.300			
132	329.000	425.800			
133	329.200	426.200			
134	329.500	426.700			
135	329.800	427.200			
136	330.100	427.700			
137	330.500	428.100			
138	330.800				
139	331.100				
140	331.400				
141	331.700				
142	332.000				
143	332.300				
144	332.600				
145	332.900				
146	333.200				
147	333.500				
148	333.800				
149	334.000				
150	334.300				
151	334.600				
152	334.900				
153	335.100				
再任用 職 員	235.300	279.400	308.800	338.200	424.900

備考 略

別表第2 (第5条関係)

## 中学校及び小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	略	略	略	285.600	413.400
	2				288.700	415.000
	3				291.800	416.600
	4				294.900	418.200
	5			265.100	297.600	419.900
	6			267.800	300.700	421.500
	7			270.400	303.800	423.100
	8			273.000	306.900	424.700
	9			275.600	309.900	426.200
	10			278.300	312.800	427.600
	11			281.000	315.700	429.000
	12			283.700	318.600	430.400
	13			286.400	321.400	431.800
	14			289.100	323.700	433.200
	15			291.800	326.000	434.600
	16			294.500	328.300	436.000
	17			297.200	330.600	437.300
	18			299.900	332.900	438.700
	19			302.600	335.200	440.000
	20			305.300	337.500	441.400
	21			308.000	339.800	442.700
	22			310.700	342.100	444.100
	23			313.400	344.400	445.500
	24			316.100	346.700	446.900
	25			318.800	348.900	448.200
	26			321.200	350.800	449.500
	27			323.600	352.700	450.800
	28			326.000	354.600	452.100
	29			328.400	356.500	453.400
	30			330.500	358.400	454.600
	31			332.700	360.200	455.800
	32			334.900	362.100	457.000
	33			337.100	363.900	458.200
	34			339.200	365.700	459.400
	35			341.300	367.500	460.000
	36			343.400	369.300	460.900
	37			345.500	371.200	461.800
	38			347.500	372.800	462.700
	39			349.500	374.400	463.600
	40			351.500	376.000	464.500
	41			353.500	377.700	465.400
	42			355.300	379.300	466.300
	43			357.100	380.900	467.200
	44			358.900	382.500	468.100
	45		265.700	360.700	384.100	469.000
	46		268.300	362.400	385.700	469.900
	47		270.800	364.100	387.300	470.800
	48		273.300	365.700	388.900	471.700
	49		275.800	367.400	390.400	472.600
	50		278.400	369.100	391.900	
	51		281.000	370.800	393.400	
	52		283.600	372.500	394.900	

別表第2 (第5条関係)

## 中学校及び小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	略	略	略	286.300	414.500
	2				289.400	416.100
	3				292.500	417.700
	4				295.600	419.300
	5			265.300	298.400	421.000
	6			268.000	301.500	422.600
	7			270.700	304.600	424.200
	8			273.400	307.700	425.800
	9			276.100	310.700	427.300
	10			278.800	313.600	428.700
	11			281.500	316.500	430.100
	12			284.200	319.400	431.500
	13			286.900	322.300	432.900
	14			289.600	324.600	434.300
	15			292.300	326.900	435.700
	16			295.000	329.200	437.100
	17			297.700	331.500	438.400
	18			300.400	333.800	439.800
	19			303.100	336.100	441.200
	20			305.800	338.400	442.600
	21			308.500	340.700	443.900
	22			311.200	343.000	445.300
	23			313.900	345.300	446.700
	24			316.600	347.600	448.100
	25			319.300	349.800	449.400
	26			321.700	351.700	450.700
	27			324.100	353.600	452.000
	28			326.500	355.500	453.300
	29			328.900	357.400	454.600
	30			331.100	359.300	455.800
	31			333.300	361.200	457.000
	32			335.500	363.100	458.200
	33			337.700	364.900	459.400
	34			339.800	366.700	460.300
	35			341.900	368.500	461.200
	36			344.000	370.300	462.100
	37			346.100	372.200	463.000
	38			348.100	373.800	463.900
	39			350.100	375.400	464.800
	40			352.100	377.000	465.700
	41			354.100	378.700	466.600
	42			355.900	380.300	467.500
	43			357.700	381.900	468.400
	44			359.500	383.500	469.300
	45		265.900	361.300	385.100	470.200
	46		268.500	363.000	386.700	471.100
	47		271.100	364.700	388.300	472.000
	48		273.700	366.400	389.900	472.900
	49		276.300	368.100	391.400	473.800
	50		278.900	369.800	392.900	
	51		281.500	371.500	394.400	
	52		284.100	373.200	395.900	

再任用職員以外の職 員	53	243.100	286.100	374.200	396.500
	54	244.800	288.700	375.700	397.900
	55	246.400	291.200	377.200	399.200
	56	248.100	293.700	378.700	400.600
	57	249.600	296.000	380.200	402.100
	58	251.100	298.700	381.600	403.500
	59	252.600	301.400	383.000	404.900
	60	254.100	304.100	384.400	406.300
	61	255.700	306.600	385.800	407.600
	62	257.200	309.100	387.100	409.000
	63	258.700	311.600	388.400	410.400
	64	260.100	314.100	389.700	411.800
	65	261.400	316.500	391.000	413.000
	66	263.000	318.700	392.200	414.200
	67	264.600	320.900	393.400	415.400
	68	266.100	323.100	394.600	416.600
	69	267.800	325.400	395.800	417.700
	70	269.300	327.600	397.000	418.900
	71	270.800	329.800	398.200	420.100
	72	272.300	331.900	399.400	421.300
	73	273.600	334.100	400.600	422.300
	74	274.900	336.300	401.700	423.100
	75	276.200	338.500	402.800	423.900
	76	277.500	340.700	403.900	424.700
	77	278.900	342.700	405.000	425.600
	78	280.100	344.600	406.000	426.400
	79	281.300	346.500	407.000	427.200
	80	282.500	348.400	408.000	428.000
	81	283.800	350.200	409.000	428.800
	82	285.000	352.000	409.800	429.500
	83	286.200	353.800	410.600	430.200
	84	287.400	355.600	411.400	430.900
	85	288.500	357.300	412.200	431.600
	86	289.500	359.000	413.000	432.300
	87	290.500	360.700	413.800	433.000
	88	291.500	362.400	414.600	433.700
	89	292.600	364.100	415.400	434.400
	90	293.500	365.400	416.100	435.100
	91	294.400	366.800	416.800	435.800
	92	295.300	368.200	417.500	436.500
	93	296.000	369.700	418.100	437.000
	94	296.800	371.000	418.800	437.700
	95	297.600	372.300	419.500	438.400
	96	298.400	373.600	420.200	439.000
	97	299.300	375.000	420.900	439.500
	98	300.100	376.100	421.500	440.200
	99	300.900	377.200	422.100	440.900
	100	301.700	378.300	422.600	441.600
	101	302.600	379.500	423.100	442.100
	102	303.100	380.600	423.700	442.800
	103	303.600	381.700	424.300	443.500
	104	304.100	382.800	424.800	444.200
	105	304.600	383.800	425.300	444.700
	106	305.000	384.800	425.900	
	107	305.400	385.800	426.500	
	108	305.800	386.800	427.000	
	109	306.000	387.700	427.500	
	110	306.400	388.700		

再任用職員以外の職 員	53	243.300	286.600	374.900	397.500
	54	245.000	289.200	376.400	398.900
	55	246.700	291.700	377.900	400.300
	56	248.400	294.200	379.400	401.700
	57	250.000	296.500	380.900	403.200
	58	251.500	299.200	382.300	404.600
	59	253.000	301.900	383.700	406.000
	60	254.500	304.600	385.100	407.400
	61	256.100	307.100	386.500	408.700
	62	257.600	309.600	387.800	410.100
	63	259.100	312.100	389.100	411.500
	64	260.500	314.600	390.400	412.900
	65	261.800	317.000	391.700	414.100
	66	263.400	319.200	392.900	415.300
	67	265.000	321.400	394.100	416.500
	68	266.600	323.600	395.300	417.700
	69	268.300	325.900	396.500	418.800
	70	269.800	328.100	397.700	420.000
	71	271.300	330.300	398.900	421.200
	72	272.800	332.500	400.100	422.400
	73	274.100	334.700	401.300	423.400
	74	275.400	336.900	402.400	424.200
	75	276.700	339.100	403.500	425.000
	76	278.000	341.300	404.600	425.800
	77	279.400	343.300	405.700	426.700
	78	280.600	345.200	406.700	427.500
	79	281.800	347.100	407.700	428.300
	80	283.000	349.000	408.700	429.100
	81	284.300	350.800	409.700	429.900
	82	285.500	352.600	410.500	430.600
	83	286.700	354.400	411.300	431.300
	84	287.900	356.200	412.100	432.000
	85	289.000	357.900	412.900	432.700
	86	290.000	359.600	413.700	433.400
	87	291.000	361.300	414.500	434.100
	88	292.000	363.000	415.300	434.800
	89	293.100	364.700	416.100	435.500
	90	294.000	366.100	416.800	436.200
	91	294.900	367.500	417.500	436.900
	92	295.800	368.900	418.200	437.600
	93	296.500	370.400	418.900	438.100
	94	297.300	371.700	419.600	438.800
	95	298.100	373.000	420.300	439.500
	96	298.900	374.300	421.000	440.200
	97	299.800	375.700	421.700	440.700
	98	300.600	376.800	422.300	441.400
	99	301.400	377.900	422.900	442.100
	100	302.200	379.000	423.400	442.800
	101	303.100	380.200	423.900	443.300
	102	303.600	381.300	424.500	444.000
	103	304.100	382.400	425.100	444.700
	104	304.600	383.500	425.600	445.400
	105	305.100	384.500	426.100	445.900
	106	305.500	385.500	426.700	
	107	305.900	386.500	427.300	
	108	306.300	387.500	427.800	
	109	306.500	388.400	428.300	
	110	306.900	389.400		



111	306.800	389.700			
112	307.200	390.700			
113	307.400	391.500			
114	307.700	392.400			
115	308.000	393.300			
116	308.300	394.200			
117	308.600	395.200			
118	308.900	396.000			
119	309.200	396.800			
120	309.500	397.600			
121	309.700	398.400			
122	310.000	399.200			
123	310.300	400.000			
124	310.600	400.800			
125	310.800	401.500			
126		402.200			
127		402.900			
128		403.600			
129		404.400			
130		405.100			
131		405.800			
132		406.500			
133		407.000			
134		407.600			
135		408.200			
136		408.800			
137		409.200			
138		409.800			
139		410.400			
140		411.000			
141		411.400			
142		412.000			
143		412.600			
144		413.200			
145		413.600			
146		414.200			
147		414.800			
148		415.400			
149		415.800			
再任用 職員	226.000	275.500	303.200	330.400	413.400

備考 略

111	307.300	390.400			
112	307.700	391.400			
113	307.900	392.200			
114	308.200	393.100			
115	308.500	394.000			
116	308.800	394.900			
117	309.100	395.900			
118	309.400	396.700			
119	309.700	397.500			
120	310.000	398.300			
121	310.200	399.100			
122	310.500	399.900			
123	310.800	400.700			
124	311.100	401.500			
125	311.300	402.200			
126		402.900			
127		403.600			
128		404.300			
129		405.100			
130		405.800			
131		406.500			
132		407.200			
133		407.700			
134		408.300			
135		408.900			
136		409.500			
137		409.900			
138		410.500			
139		411.100			
140		411.700			
141		412.100			
142		412.700			
143		413.300			
144		413.900			
145		414.300			
146		414.900			
147		415.500			
148		416.100			
149		416.500			
再任用 職員	226.400	276.000	303.700	331.300	414.600

備考 略

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第24条の3 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の125</u>、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には<u>100分の105</u>、12月に支給する場合には<u>100分の130</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の85</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条の6 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の70（特定管理職員にあっては、<u>100分の90</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に</p>	<p>(期末手当) 第24条の3 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の140</u>、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には<u>100分の120</u>、12月に支給する場合には<u>100分の125</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条の6 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の70（特定管理職員にあっては、<u>100分の95</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、</p>

100分の35（特定管理職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額

3～5 略

6月に支給する場合には100分の35（特定管理職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合には100分の40（特定管理職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 略

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「<u>100分の160</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>

第2

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与</p>

条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年香川県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額 <u>(公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年香川県条例第55号)の施行の日において、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表第2の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該額に100分の99.75を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)</u>に達しないこととなるもの(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1) 切替日の前日において、給与条例別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員(次号に掲げる職員を除く。) 切替日の前日に、給与条例別表第1及び別表第2の給料表が、<u>附則別表第3及び附則別表第4</u>に掲げる給料表(以下「暫定給料表」という。)に改定されたものとみなした場合に同日においてその者が受けることとなる給料月額</p> <p>(2) 略</p> <p>附則別表第1 略</p> <p>附則別表第2</p>	<p>附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額に達しないこととなる職員(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1) 切替日の前日において、給与条例別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員(次号に掲げる職員を除く。) 切替日の前日に、給与条例別表第1及び別表第2の給料表が、<u>附則別表第2及び附則別表第3</u>に掲げる給料表(以下「暫定給料表」という。)に改定されたものとみなした場合に同日においてその者が受けることとなる給料月額</p> <p>(2) 略</p> <p>附則別表第1 略</p>

給料表	職務の級	号 給
高等学校等教育職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	特2級	1号給から4号給まで
中学校及び小学校教育職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から44号給まで
	特2級	1号給から4号給まで

附則別表第3・附則別表第4 略

附則別表第2・附則別表第3 略

附 則

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第1条中第2の表の改正部分及び第2条中第2の表の改正部分は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。